

久喜市しょうぶ会館条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例	現行条例（旧）
<p>○久喜市しょうぶ会館条例</p> <p>（休館日）</p> <p>第6条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、会館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。</p> <p>（1） <u>金曜日</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第7条 略</p> <p>（利用権の譲渡の禁止）</p> <p>第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し又は転貸してはならない。</p> <p>第9条 略</p>	<p>○久喜市しょうぶ会館条例</p> <p>（休館日）</p> <p>第6条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、会館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。</p> <p>（1） <u>日曜日</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（<u>利用対象者</u>）</p> <p>第7条 <u>会館を利用できる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>（1） <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>（2） <u>市内に勤務する者</u></p> <p>（3） <u>その他市長が適当と認めた者</u></p> <p>第8条 略</p> <p>（利用権の譲渡の禁止）</p> <p>第9条 前項第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し又は転貸してはならない。</p> <p>第10条 略</p>

第10条 略

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

第15条 略

附則 略

別表（第10条關係）

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

附則 略

別表（第11条關係）